

講師派遣等利用規約

一般財団法人 安全保障貿易情報センター

平成 28 年 10 月 18 日

(最終改正 2023 年 4 月 1 日)

(総 則)

第 1 条 この規約は、一般財団法人 安全保障貿易情報センター（以下「CISTEC」という。）から企業等が開催する講習会・講演会・研修会等（以下、「研修会等」という。）に講師を派遣し又は会議システム等を用いたオンライン開催に参加し講演等する場合（以下、「講師派遣等」という。）の基準について定める。

(依頼者)

第 2 条 依頼者は、原則として輸出を業として行う本邦法人、並びに輸出を業として行う本邦法人等が主に加入する業界団体とする。なお、CISTEC が講師派遣等することが適当でないと判断した場合は依頼を断ることができるものとする。

(講義の範囲)

第 3 条 安全保障貿易管理に関すること（外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項から第 4 項及び同法 48 条第 1 項に関する講義（輸出貿易管理令別表第 1 及び外国為替令別表の該非判定、輸出管理内部規程等）を主たる対象とし、必要に応じて輸出管理に関連する国内外の諸情勢、法令に関する講義を含めることができる。ただし、依頼された講義の範囲のうち、CISTEC が適当でないと判断した場合は対象外とすることができる。

(申込み方法)

第 4 条 申込方法は、CISTEC ホームページから「講師派遣等依頼票」をダウンロードし、必要事項を記入した上で申込むものとする。

(講演料)

第 5 条 講義は概ね 2 時間を基準として、講演料は、以下の金額とする。

- 一 賛助会員、大学法人及びこれに準じる企業、業界団体等に講師派遣等する場合
55,000 円
 - 二 前号以外の企業等に講師派遣等する場合
110,000 円
- 2 前項の規定にかかわらず、企業に講師派遣等する場合であって、当該企業以外のグループ企業からも参加する場合の講演料は以下のとおりとするが、対象は本邦法人のみとする。
なお、業界団体に本項は適用しない。
- 一 賛助会員に講師派遣等する場合であって、当該賛助会員のグループ企業（10 法人以内）からも参加する場合 82,500 円
 - 二 賛助会員以外の企業に講師派遣等する場合であって、当該企業のグループ企業（10 法人以内）からも参加する場合 165,000 円
 - 三 前各号の法人の数が 10 を超える場合には、5 又はその端数ごとに第 5 条第 1 項の講演料の 50%を加算した講演料とする。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、大学会員については、大学会員制度に関する規程により、1 年度内 1 回の講演料は無料とする。

(講演等の録画等)

第 6 条 研修の録画及び録音はできないものとする。なお、録画及び録音の申出があった場合

は講師派遣等をしないものとし、研修中に録画または録音を行っていることが判明した場合は、研修を中止することができるものとする。

- 2 研修のテキストについては、講師派遣等した企業のイントラネット等により社内のみで閲覧することができるものとする。

(講演料の特例)

第 7 条 依頼者が、政府機関等であって、やむを得ない事情があると認められる場合には、この基準の講演料にかかわることなく、所要の調整を加えた金額にすることができる。

- 2 前項以外の場合であって、第 5 条各号の規定に該当しない場合及び特別の事情があると認められるときは、CISTEC は個別に講演料を決定することができるものとする。

(配付資料)

第 8 条 研修で使用する資料は必要に応じて、原則として依頼者が印刷等を行い配付するものとする。

(旅 費)

第 9 条 旅費は原則として講師を企業等へ派遣する場合に限り、CISTEC 旅費規程に基づき、企業等に別途請求する。ただし、CISTEC が委嘱するアドバイザー等が講師を務める場合の交通費については CISTEC を起点とするものと講師の自宅を起点とするものとのいずれか少ない方を請求する。その他、講義の確実な実施のため CISTEC が必要と判断する場合は、依頼者と協議の上、宿泊費を別途請求することができる。

(支払い期限及び方法)

第 10 条 原則 20 日締め、翌月末までを支払期限として請求書を発行する。依頼者は CISTEC 請求書指定口座へ支払うものとする。なお、振込手数料については依頼者負担とする。

(免責事項)

第 11 条 依頼内容によっては、講師派遣等の依頼を受けられない場合がある。

- 2 交通手段等の事情により、予定している研修会等に定刻通りに到着できない場合、CISTEC は善後策を速やかに依頼者と協議するものとする。

- 3 地震・台風等の自然災害、交通機関の途絶、講師の急病、その他やむを得ない理由により講師を予定どおり講師派遣等できない場合、若しくは、実施日の変更が必要な場合、CISTEC は速やかに依頼者と協議するものとする。

- 4 協議の結果、実施日の変更など、対応ができない場合があっても、CISTEC は責任を負わないものとする。

(機密保持)

第 12 条 CISTEC は、依頼を受けた内容の機密保持に責任を持つ。

(キャンセル料)

第 13 条 依頼者の都合により講師派遣等の事前打合せ翌日以降に依頼者がキャンセルした場合、CISTEC はキャンセル料として講演料を請求することができる。

- 2 第 11 条第 3 項で規定する自然災害等の不可抗力による場合、CISTEC はキャンセル料を請求しないものとする。

(附則)

この規約は、平成 28 年 10 月 18 日から施行する。

なお、本規約の施行に伴い、平成 17 年 1 月 1 日付「講師派遣の料金に関する規程（内規）」は、平成 28 年 10 月 17 日をもって廃止する。

(附則)

この改正規約は、平成 28 年 11 月 18 日から実施する。

(附則)

この改正規約は、2019 年 10 月 1 日から実施する。

(附則)

この改正規約は、2020 年 3 月 12 日から実施する。

(附則)

この改正規約は、2021 年 4 月 1 日から実施する。

(附則)

この改正規約は、2021 年 10 月 1 日から実施する。

(附則)

この改正規約は、2022 年 8 月 1 日から実施する。

(附則)

この改正規約は、2023 年 4 月 1 日から実施する。